

イオン株式会社及び株式会社ツルハホールディングスの 経営統合に関する審査結果（概略）

第1 当事会社グループの概要

イオンは、スーパーマーケット業、ドラッグストア業、調剤薬局業等を営む会社を傘下に有する持株会社である。ツルハHDは、ドラッグストア業、調剤薬局業等を営む会社を傘下に有する持株会社である。

なお、当事会社等の略称は、別表のとおりである。

第2 本件の概要及び関係法条

当事会社は、イオンがツルハHDの株式を取得すること等により、イオン及びツルハHDが経営統合すること（以下「本件統合」という。）を計画している。関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件の経緯

令和7年3月31日 本件統合に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）

令和7年4月30日 排除措置命令を行わない旨の通知

第4 一定の取引分野等

1 役務の範囲

ドラッグストアは、一般用医薬品を幅広く取り扱うほか、化粧品、日用品、食料品など様々な商品を消費者に販売する小売業の店舗である。ドラッグストアと調剤薬局、スーパーマーケット等の他業態の店舗との需要及び供給の代替性は限定的である場合が多いことから、本件では、「ドラッグストア業」を役務範囲として画定した。ただし、他業態であっても一般用医薬品を幅広く取り扱う店舗については、当事会社グループ店舗に対する競争圧力となるか否かを検討することとした。

2 地理的範囲

ドラッグストア業を営む事業者間の競争は、事業者単位だけでなく店舗単位でも行われていると考えられる。本件では、当事会社グループ店舗の消費者の買い回り範囲等を踏まえ、各店舗から「半径2km以内」を地理的範囲（以下「商圈」という。）として画定した。ただし、2km超離れていても競争関係にあると認められる競争者店舗は当事会社グループ店舗に対する競争圧力として考慮することとした。

3 企業結合形態

本件統合は、ドラッグストア業の水平型企业結合に該当する¹。

¹ 当事会社グループが営む事業の間で競合関係にあるものは複数存在するところ、当事会社グループの市場における地位が高く、本件統合により競争に与える影響が比較的大きいと考えられるドラッグストア業における水平型企业結合を中心に検討した。

第5 競争の実質的制限の検討

1 ドラッグストア業の競争に関する経済分析結果

当委員会は、商圏内でドラッグストア業を営む事業者の数や特定の事業者²の有無などが当事会社グループ店舗の粗利益率に与える影響について、経済分析を行った。その結果、

- ① 商圏内のイオングループ店舗とツルハグループ店舗は競争関係にあること
- ② 商圏内の競争者グループの数が少ないほど競争上の問題が生じやすいこと
- ③ 商圏外の競争者店舗が競争圧力になるか否かは個別に評価されるべきこと等が示唆された。

2 商圏ごとの検討

(1) 検討対象商圏の特定

イオングループ店舗及びツルハグループ店舗がいずれも存在する商圏は、全国に1,330商圏存在する。

このうち157商圏は、競争者グループが1しか存在しない商圏（109商圏）又は競争者グループが存在しない商圏（48商圏）であり、これらの157商圏においては、本件統合後にドラッグストア業を営む事業者グループが2又は1しか存在しないこととなり、競争上の問題が生じやすくなると考えられる。

このため、これらの157商圏については、個別に競争圧力の有無等を確認することにより、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを慎重に検討した。

(2) 157商圏の検討結果

157商圏の検討結果は下表のとおりである。

【表】157商圏の検討結果

競争者グループが1存在する又は存在しない商圏	157
①商圏内又は商圏内外の競争者店舗からの競争圧力が働いている商圏	101
②当事会社グループ店舗間の従来の競争状況が活発でなく、 商圏内又は商圏外の競争者店舗からの競争圧力が働いている商圏	13
③商圏外の競争者店舗からの競争圧力が働いている商圏	16
④商圏内の他業態の店舗からの競争圧力が働いている商圏	12
⑤商圏内の競争者店舗の新規出店計画が認められる商圏	6
⑥競争圧力等が確認できなかった商圏	10

注 ③の16商圏と⑤の6商圏のうち1商圏が重複する。

² 特定の事業者には、ドラッグストア業を営む事業者（当事会社グループ及び競争者グループ）のほか、一部の他業態の事業者が含まれる。

①から⑤までに該当する合計147商圈については、本件統合により、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるとは認められない。他方、①から⑤までに該当せず、競争圧力等が確認できなかった商圈は、10商圈であった。

なお、上記③の商圈外の競争者店舗からの競争圧力の評価等においては、消費者による商圈内の当事会社グループ店舗と商圈外の競争者店舗の買い回りが行われているか否かを推定するために、携帯電話事業者が提供する人流データ³も使用した。

(3) 小括

前記(2)の競争圧力等が確認できなかった10商圈については、本件統合により、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなる。

第6 問題解消措置

1 問題解消措置の要旨

当事会社からは、以下の措置を講じる旨の申出があった。

- (1) 当事会社は、前記第5の2(2)の競争圧力等が確認できなかった10商圈(以下、単に「10商圈」という。)⁴それぞれにつき、各商圈に所在する当事会社グループ店舗のうちいずれか1店舗を第三者(当事会社グループに属する者及び当該店舗においてドラッグストア業を営む意思を有しない者を除く。)に譲渡すること(以下「店舗譲渡」という。)とし、令和7年10月31日までに譲渡契約を締結する。譲渡先及び譲渡日が記載された譲渡契約書案については、当該契約締結前に当委員会に提出し、その承認を得る。
- (2) 店舗譲渡が実行されるまでの間、当事会社は、10商圈の各店舗の事業価値を毀損しないようにするための商業上合理的な努力を行う。
- (3) 店舗譲渡が実行されるまでの間、当事会社は、10商圈の各店舗において販売する商品について、消費者に不当に不利な価格を設定しないものとし、月に1回、10商圈の各店舗において販売する商品の価格を、下記(4)の監視受託者(モニタリングトラスティ)に報告する。
- (4) 本件統合を実行する前に、独立した第三者である監視受託者を選任し、店舗譲渡が実行されるまでの間、監視受託者に店舗譲渡並びに上記(2)及び(3)の措置の履行状況を監視させ、当委員会に対して履行状況に係る意見を添えて定期的に報告させる。

³ 携帯電話事業者が位置情報の提供を許可した携帯電話サービス利用者から収集したデータであって、第三者に有償で提供するもの。これを使用することにより、特定地点間の人流を推定することができる。

⁴ 10 商圈は青森県2 商圈、茨城県1 商圈、栃木県1 商圈、静岡県2 商圈、鳥取県2 商圈、島根県1 商圈及び愛媛県1 商圈である。

2 問題解消措置に対する評価

前記 1 の問題解消措置は、当事会社グループの一方の店舗を前記 1 (1) の第三者に譲渡することにより、当事会社グループ店舗と当該第三者の店舗との競争を創出し、本件統合によって失われる当事会社グループ店舗間の競争と同程度の競争を回復する効果を有すると評価することができる。

第 7 結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

当事会社等の略称

イオン株式会社	イオン
イオンを最終親会社として既に結合関係が形成されている事業者の集団	イオングループ
株式会社ツルハホールディングス	ツルハHD
ツルハHDを最終親会社として既に結合関係が形成されている事業者の集団	ツルハグループ
イオン及びツルハHDの総称	当事会社
イオングループ及びツルハグループの総称	当事会社グループ
ドラッグストア業を営み、当事会社グループに属さない事業者	競争者
同一の事業者を最終親会社とする競争者のグループ	競争者グループ
当事会社グループ及び競争者グループの総称	事業者グループ